

議 第 6 4 号

平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日提出

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の
施行期日を定める規則の制定について

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部の
施行期日を定める規則

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年条例第 5 4 号）第 2 条の規定の施行期日は、平成 3 0 年 4 月 1 日とする。

（提出理由）

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年条例第 5 4 号）第 2 条に定める熊本市学校給食託麻共同調理場の廃止日について規則により定める必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（平成 2 7 年教委規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市学校給食共同調理場設置条例（昭和48年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

熊本市学校給食託麻共同調理場	熊本市南区出仲間6丁目4番1号
----------------	-----------------

第2条 熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本市学校給食託麻共同調理場の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

熊本市学校給食共同調理場設置条例等の一部を改正する条例

(熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

第1条 熊本市学校給食共同調理場設置条例(昭和48年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び特別支援学校」に改める。

第2条の表熊本市学校給食藤園共同調理場の項を削る。

(熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例(平成28年条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成29年4月1日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。